

別表一部抜粋（広川町個人情報の保護に関する法律施行細則一部抜粋）

区分	交付する写し	金額
一 文書、図面又は写真	イ 複写機により複写した もの（単色刷り）	一枚につき 十円
	ロ 複写機により複写した もの（多色刷り）	一枚につき 三十円

備考 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。